

事務連絡
平成23年6月17日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

建設企業の節電対策に関する配慮について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会並びに貴協会所属会員におかれましては、東日本大震災に伴う電力供給不足への対応につき多大なご協力をいただきありがとうございます。

さて、国土交通省より発注者である関係地方公共団体、関係府省庁及び主要民間団体に対し、建設企業の電力使用の削減の取組に伴って生じる工事実施日や施工時間の変更、これに伴う工期延長、請負代金の変更等について柔軟な対応をするよう、別添のとおり要請した旨、お知らせがありました。

つきましては、必要に応じ、貴会所属会員等にご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具
(担当：事業部 吉田)

事 務 連 絡
平成23年6月3日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

建設企業の節電対策に関する配慮について

東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するため、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月17日付け事務連絡）により、電力需給対策へのご協力及び特段のご配慮をお願いしているところですが、今般、発注者である関係地方公共団体、関係府省庁及び主要民間団体に対し、別添のとおり、建設企業の電力使用の削減の取組に伴って生じる工事実施日や施工時間の変更、これに伴う工期延長、請負代金の変更等について柔軟な対応を要請しましたので、お知らせします。

国総建第62号
平成23年6月3日

関係都県入札契約担当部局長 殿
関係指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

貴団体が発注する工事における建設企業の
節電対策への配慮について

東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するため、政府の電力需給緊急対策本部において、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日）が決定され、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内全域において、本年7月1日以降、国民・産業界が一丸となって需要抑制に取り組むこととされました。

また、電気事業法に基づく電気の使用制限の具体的内容について、6月1日付けで官報告示されました。

これらを受け、今後、上記の管内で実施される工事においても、受注者である建設企業が電力使用の削減の取組を行っていくことになります。

つきましては、貴団体が発注する工事において、受注者である建設企業から、電力使用の削減の取組に伴って生じる工事实施日や施工時間の変更、これに伴う工期延長、請負代金の変更等について相談があった場合には、電力需要抑制の必要性にかんがみ、できる限り柔軟にご対応いただけるようよろしくお願いします。

（貴団体におかれては、被災状況にも配慮しつつ、管内の関係市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。）

国 総 建 第 6 3 号
平成23年6月3日

関係府省庁大臣官房長等 殿

国土交通省建設流通政策審議官

貴府省庁が発注する工事における建設企業の
節電対策への配慮について

東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するため、政府の電力需給緊急対策本部において、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日）が決定され、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内全域において、本年7月1日以降、国民・産業界が一丸となって需要抑制に取り組むこととされました。

また、電気事業法に基づく電気の使用制限の具体的内容について、6月1日付けで官報告示されました。

これらを受け、今後、上記の管内で実施される工事においても、受注者である建設企業が電力使用の削減の取組を行っていくことになります。

つきましては、貴府省庁が発注する工事において、受注者である建設企業から、電力使用の削減の取組に伴って生じる工事实施日や施工時間の変更、これに伴う工期延長、請負代金の変更等について相談があった場合には、電力需要抑制の必要性にかんがみ、できる限り柔軟にご対応いただけるようよろしくお願いします。

また、独立行政法人等を含む貴管下発注機関に対する周知についても、併せてお願いいたします。

国 総 建 第 6 4 号
平成 2 3 年 6 月 3 日

主要民間団体 担当理事 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

貴団体傘下の企業が発注する工事における
建設企業の節電対策への配慮について

東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するため、政府の電力需給緊急対策本部において、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日）が決定され、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内全域において、本年7月1日以降、国民・産業界が一丸となって需要抑制に取り組むこととされました。

また、電気事業法に基づく電気の使用制限の具体的内容について、6月1日付けで官報告示されました。

これらを受け、今後、上記の管内で実施される工事においても、受注者である建設企業が電力使用の削減の取組を行っていくことになります。

つきましては、貴団体傘下の各企業が発注する工事において、受注者である建設企業から、電力使用の削減の取組に伴って生じる工事実施日や施工時間の変更、これに伴う工期延長、請負代金の変更等について相談があった場合には、電力需要抑制の必要性にかんがみ、できる限り柔軟にご対応いただけるようよろしくお願いします。

(主要民間団体等 発出先)

社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築積算協会
社団法人日本建築家協会
社団法人建築設備技術者協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本電機工業会
石油化学工業協会
石油連盟
電気事業連合会
一般社団法人日本ガス協会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
社団法人日本民営鉄道協会
社団法人不動産協会
社団法人日本ビルディング協会連合会
社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
社団法人日本住宅建設産業協会
社団法人全日本不動産協会
社団法人全国住宅建設産業協会連合会
社団法人高層住宅管理業協会
社団法人不動産流通経営協会
社団法人日本不動産鑑定協会
一般社団法人 不動産証券化協会
社団法人住宅生産団体連合会
社団法人生命保険協会
社団法人日本損害保険協会

北海道旅客鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
日本電信電話株式会社
電源開発株式会社